

山口労発基 1130 第 8 号
令和 2 年 11 月 30 日

山口県経営者協会
会 長 殿

山口労働局長



情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項に基づく医師による面接指導について、別添のとおり情報通信機器を用いた運用に係る留意事項が示されました。

つきましては、傘下会員事業者等に対して、改正の内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。